

報道関係者 各位

令和5年11月29日(水)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 古江 俊博

雇用助成室長 手島 政志

事業所給付監査官 高木 洋和

(電話) 052-219-5518

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給に関与した
社会保険労務士の公表

今般、下記の社会保険労務士において、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給に関与したことが確認されましたので公表します。

記

社会保険労務士	名称	オフィス小林
	所在地	愛知県蒲郡市竹谷町迫62
	氏名	小林 英一郎 (こばやし えいいちろう)
不正受給の概要	支給決定等 取消年月日	令和5年11月29日
	内容	愛知労働局管内の事業所2社に係る当該助成金の申請において、実際の休業日数よりも過大に休業したとする、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したもの。
概要①	助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
	不正受給額 (返還状況)	① 1,087,960円(未返還) ② 508,000円(未返還)
概要②	助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
	不正受給額 (返還状況)	① 508,875円(未返還) ② 388,000円(未返還)